

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年10月まで  
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、申立期間の保険料は、私が金融機関の窓口で納付していたはずであり、未納とされていることには納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年9月18日に払い出されていることから、申立人は国民年金の加入手続を同年9月ごろに行っていることが推認でき、この時点では申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であったところ、オンライン記録上、申立人は、申立期間直後の同年11月から4年3月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることを踏まえると、申立期間の保険料も納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 3 月 30 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立期間のうち、申立人の株式会社Aにおける資格取得日を昭和 32 年 11 月 1 日、資格喪失日を 35 年 1 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、1 万 2,000 円とすることが必要である。

また、上記当該期間のうち、昭和 34 年 9 月から同年 12 月までの期間に係る標準報酬月額については、1 万 4,000 円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、昭和 32 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 35 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日の期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和 32 年 8 月 1 日に訂正し、同年 8 月から同年 10 月までの期間の標準報酬月額を 1 万 2,000 円、及び同社における資格喪失日に係る記録を 35 年 4 月 1 日に訂正し、同年 1 月から同年 3 月までの期間の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る昭和 32 年 8 月から同年 10 月、34 年 9 月から同年 12 月及び 35 年 1 月から同年 3 月の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は昭和 32 年 8 月から平成 5 年 9 月まで、株式会社Aに勤務しており、提出した給料明細書のとおり厚生年金保険料も控除されているの

で、未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、申立人から提出された退職金内訳書、給料明細書及び給与所得源泉徴収票により、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成 22 年 3 月 30 日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、株式会社Aからの申出に基づき、同社のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間のうち、昭和 32 年 11 月 1 日から 35 年 1 月 1 日までの期間について、申立人と名前が一字違いで生年月日が同じ基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

当該未統合記録は、申立事業所に係る厚生年金保険の加入期間が申立期間の一部に当たり、資格喪失日が申立人の転勤日と一致している上、昭和 32 年 11 月から 34 年 8 月までの標準報酬月額は、申立人から提出された給料明細書に基づき算出した標準報酬月額と合致しているほか、名前のうち申立人と異なる 1 字は、申立人の名前の文字と類似している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録であると認められることから、事業主は、申立人が昭和 32 年 11 月 1 日に資格を取得し、35 年 1 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。また、昭和 32 年 11 月から 34 年 12 月までの標準報酬月額については、上記未統合の被保険者記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

上記期間のうち、昭和 34 年 9 月から同年 12 月までの期間については、申立人から提出された退職金内訳書、給料明細書及び給与所得源泉徴収票により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を 1 万 4,000 円に訂正することが妥当である。

申立期間のうち、昭和 32 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 35 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日の期間については、申立人から提出された退職金内訳書、給料明細書及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間に株式会社Aに勤務し、上記期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記期間の標準報酬月額については、当該給与明細書における厚生年金保険料控除額から、昭和 32 年 8 月から同年 10 月までの期間は 1 万

2,000 円、35 年 1 月から同年 3 月までの期間は 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、昭和 32 年 8 月から同年 10 月、34 年 9 月から同年 12 月及び 35 年 1 月から同年 3 月における申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和25年7月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年3月1日から同年7月8日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A事業所に昭和25年7月まで勤務場所、雇用形態及び身分に変更なく継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務したC事業所から提出のあった申立人の履歴書に、A事業所に昭和24年3月に入社、25年7月に退職した旨の記載があること及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、同事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者9人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、回答があった7人のうち2人は申立期間当時、申立人が勤務していた旨を回答している上、上記2人を含む3人は、「申立期間当時、社員

全員が正社員であり、厚生年金保険に加入していた。」旨回答している。

さらに、上記回答のあった7人のうち、自身の勤務期間について回答が得られた4人のうち3人は、自身が記憶する勤務期間とオンライン記録の被保険者期間がほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和25年2月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を7,000円、同年5月及び同年6月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年7月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は昭和31年4月から平成8年12月まで、株式会社Aに正社員として勤務しており、提出した給料明細書のとおり厚生年金保険料も控除されているので、未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B健康保険組合の加入記録及び申立人から提出された給料明細書により、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、昭和31年4月は7,000円、同年5月及び同年6月は9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺

事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から同年 6 月までの期間、48 年 12 月から 49 年 5 月までの期間及び 51 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月から同年 6 月まで  
② 昭和 48 年 12 月から 49 年 5 月まで  
③ 昭和 51 年 9 月

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、母が加入手続を行い、納付してくれていたはずである。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、母親は既に死亡しており、申立てを確認できる供述が得られない上、申立人自身も加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、加入時期及び保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和 57 年 6 月 10 日に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続はこの時期に行われたものと推測され、これを前提とすれば、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は 48 年 3 月以降、A 市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、昭和 57 年 4 月 18 日に被保険者資格を取得した旨の記載がある上、当該取得年月日は、A 市が保管する国民

年金の加入記録及び国民年金被保険者台帳の記録と一致していることから、申立期間当時は未加入期間であったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 31 日から同年 11 月 14 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、友人の紹介でA株式会社に勤務し、給与から当該保険料が控除されていたと思われるので、申立期間について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人はA株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所の元事業主に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、同事業所では、「勤務期間は不明だが、申立人が短期間の臨時職員として勤務していたことは間違い無い。しかし、勤務期間が短期間であったことから、社会保険には加入させず、厚生年金保険料も控除していない。このことは採用時に申立人に説明し、本人も納得の上、採用していた。」旨回答している。

また、当該事業所に係るオンライン記録において、健康保険の整理番号に欠番は見られず、同記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間について、雇用保険の被保険者であったことが確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 7 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 28 年 4 月から A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする A 事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、オンライン記録によると、平成 10 年 8 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元役員は「事業所の関係書類等は既に処分され、一切残っていない。」旨供述しており、申立てを裏付ける関連資料及び供述は得られなかった。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所に勤務していたとする昭和 28 年 4 月から 29 年 6 月までの間に、同事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 7 人及び元経理担当者に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について照会したところ、申立人の厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、A 事業所に係る上記被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番は見られず、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案 1082 (事案 182 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 32 年 9 月 20 日まで  
② 昭和 33 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

各申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、当時の勤務実態について証言してもらえる同僚がいるので、各申立期間について、再度年金記録の調査確認をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人も、株式会社Aでの厚生年金保険の加入記録が無い上、これらの同僚から聴取しても、申立人の勤務期間を特定できる供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかったこと、ii) 当該事業所は昭和 33 年 5 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、既に死亡している上、当該事業主以外の役員の所在も不明なことから申立てを確認できる供述を得ることはできなかったこと、iii) 株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に、30 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 1 日に同資格を喪失している者、又は 33 年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失している者が多数確認できること、また、申立期間③に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとするB事業所は、オンライン記録上、36 年 5 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていること、ii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人同様、同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得している者が 13 人いること、iii) 当該事業所は 60 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなってお

り、当時の事業主は既に死亡している上、役員等の所在も不明なことから、申立てを確認できる供述等を得ることはできないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、厚生年金保険料控除を示す新たな情報として、一緒に勤務していた 5 人の同僚の名前を挙げているところ、申立期間①及び②当時の同僚は、「申立人は、期間までは特定できないが株式会社 A に勤務していた。」旨回答しているものの、厚生年金保険料の控除については、未回答の 1 人を除き 4 人とも分からないと回答しており、また、このうち 1 人が名前を挙げた当時の社会保険事務担当者は所在不明となっており、申立てを確認できる供述は得られなかった。

また、申立人が申立期間③当時の同僚として名前を挙げた一人（上記同僚 5 人中の 1 人）は、「自分は B 事業所には 2 か月しか勤務しなかったので、詳しいことは覚えていない。」旨供述しており、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、当時の給与額と標準報酬月額が相違していることが分かった。

しかし、勤務先に問い合わせたところ、役員報酬分（月額3万円）が標準報酬月額の算定から脱落していたと想定されることから、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A株式会社B事業所に係る賃金台帳によると、申立期間の標準報酬月額の算定月の基礎となる昭和63年5月から同年7月までの給与総支払額及び役員報酬の合計額から判断すると、申立期間の標準報酬月額は、申立人の主張する41万円と推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は38万円と記録されており、A株式会社本社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載されている標準報酬月額と一致している。

また、同社本社の総務担当者は、「昭和63年10月の標準報酬月額は41万円と想定されるが、役員報酬分3万円を加算せず、月額給のみで算定した額を社会保険事務所（当時）に提出したと考えられる。」旨供述している。

さらに、申立人は申立期間の月末に当該事業所を退職しているところ、上記総務担当者は、「厚生年金保険料の控除は翌月控除であるが、現在は、退職月分の保険料は、退職月の給与から前月分と退職月分を併せた2か月分を控除している。しかし、申立期間当時、申立人の退職月分の保険料を控除し

たかどろかは分らない。」と供述している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。